

(令和 5 年)

旭川地区講習会日程表

講習種目	実施月日	受講料 (テキスト代込)	定員	受講資格等	受講資格証明書類 (申込書に添付)
フルハーネス型安全帯 使用作業特別教育	2月9日(木)	8,510円 (消費税込)	45名	・満18歳以上の者	
職長・安全衛生責任者 能力向上教育	2月14日(火)	9,770円 (消費税込)	50名	・次のいずれかの教育を修了した者で、その後職長等として概ね5年以上経過した者 ①職長・安全衛生責任者教育 ②職長教育	①職長・安全衛生責任者教育 修了証 ②職長教育修了証
職長・安全衛生責任者 教育	2月21日(火) ～ 22日(水)	20,800円 (消費税込)	50名	・職長又は安全衛生責任者に選任された者 及び新たに選任される予定の者	
足場作業特別教育 (6時間)	3月3日(金)	8,510円 (消費税込)	50名	・満18歳以上の者	
地山の掘削及び土止め 支保工作業主任者	(全科目) 3月7日(火) ～ 9日(木) (一部免除者) 3月9日(木) 1日のみ	(全科目) 23,520円 (消費税込) (一部免除者) 11,420円 (消費税込)	50名	・地山の掘削又は土止め支保工等に関する 作業の経験年数が次のいずれかを満たす者 <u>(満18歳以上からの経験年数)</u> ①経験年数が3年以上の者 ②大学、高等専門学校、高等学校等において 土木、建築、農業土木に関する学科を 卒業し、その後経験年数が2年以上の者 ③職業能力開発促進法による所定の訓練等 を修了しその後経験年数が2年以上の者 《一部免除者資格》 ①1級又は2級土木施工管理技術検定を 取得している者 ②職業能力開発促進法に定める所定の 訓練を修了した者	☆経験年数の証明として、 事業主証明が必要です。 ①なし ②専攻学科等の記載がある 卒業証明書、卒業証書 ③所定の訓練等の修了証 ①土木施工管理技術検定合格 証明書 ②所定の修了証等
足場の組立て等 作業主任者	(全科目) 3月23日(木) ～ 24日(金) (一部免除者) 3月24日(木) 1日のみ	(全科目) 15,980円 (消費税込) (一部免除者) 9,380円 (消費税込)	50名	・足場の組立て等に関する作業の経験年数が 次のいずれかを満たす者 <u>(満18歳以上からの経験年数)</u> ①足場特別教育を修了後、経験年数が3年 以上の者 ②大学、高等専門学校、高等学校等において 土木、建築、造船に関する学科を卒業 し、足場特別教育を修了後、経験年数が 2年以上の者 ③職業能力開発促進法による所定の訓練等 を修了しその後経験年数が2年以上の者 ④その他 ※詳細は受講案内書参照 《一部免除者資格》 ①職業能力開発促進法に定める技能検定の 合格者又は、免許の保有者	☆経験年数の証明として、 事業主証明が必要です。 ①足場特別教育修了証 ②・足場特別教育修了証 ・専攻学科等の記載がある 卒業証明書、卒業証書 ③・足場特別教育修了証 ・所定の訓練等の修了証 ④詳細は受講案内書参照 ①合格証明書、免許等

【講習会場】 旭川建設業会館 4F 一大会議室
〒070-0035 旭川市5条通5丁目左10号

※ 受講資格証明書類は、すべて写しを添付してください。
※ 何れの講習も定員になり次第申込みを締め切りますので、ご了承願います。

申込み受付に関する注意事項

1. 講習会の申込受けは 令和5年1月12日（木）午前10：00 からになります。
それ以前の予約等はありません。
2. 次の①、②いずれかの方法でお申込みください。
 - ① 窓口持参…「4. 受講の申込みに必要なもの」をすべて揃えて、旭川分会まで持参してください。
 - ② 現金書留…現金書留封筒に受講料と「4. 受講の申込みに必要なもの」をすべて同封して、旭川分会まで郵送してください。
 - ※ 申込受け締切後に届いた受講申込書等、受講料は返還します。
 - ※ 令和5年1月12日以降に届くよう、発送をお願いします。
3. 受講案内書・申込書は準備が出来次第、建災防北海道支部のホームページに掲載します。
当分会でも配布しております。
4. 受講の申込みに必要なものは以下の通りです。
 - ① 受講申込書
 - ② 本人を確認するための書類（写し）
運転免許証（表裏両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、健康保険証等
 - ③ 証明写真2枚（カラー縦3.0cm×横2.5cm）
上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影したもの。写真の裏面にフルネームを記入してください。
（色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの等は不可。）
 - ④ 受講料
 - ⑤ 修了証送付用封筒、修了証送付用切手（244円分）
封筒に修了証送付希望先の住所、氏名を記入して、244円分の切手を貼り付けて提出してください。
※以下⑥⑦は、対象者のみ必要
 - ⑥ 受講資格を証明する書類（写し）
 - ⑦ 科目免除を証明する書類（写し）
5. 事業主証明について
 - ・経験年数等の事業主が証明した事項を訂正する場合は、事業主証明欄の印鑑と同じ印鑑で訂正して下さい。
修正液や受講者の印鑑は認められません。
 - ・個人事業主が受講する場合、経験年数の証明は第三者の証明が必要です。自ら証明することは出来ません。

建設業労働災害防止協会
北海道支部旭川分会

〒070-0035 旭川市5条通5丁目左10号
電話；(0166)22-5144
FAX；(0166)23-7937